

○総務省告示第百五十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二号及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二号及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

年 度 の 区 分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一二
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇八
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇六
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇四
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇二
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七

年 度 の 区 分	率
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二一
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一六
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一二
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一〇
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇八
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇六
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇三
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇一
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	〇・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	〇・九七

年 度 の 区 分	率
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	○・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

年 度 の 区 分	率
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	○・九七
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	○・九九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇〇

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。